



陸上貨物運送事業労働災害防止計画 (2018年度～2022年度)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

はじめに

働く人々の安全と健康は、かけがえのないものであり、何にもまして尊重されなければならない。陸上貨物運送事業労働災害防止協会では、国の「第13次労働災害防止計画(2018年度～2022年度)（以下「13次防」という。）や陸運業の労働災害の発生状況等を踏まえ、2018年度を初年度とする「陸上貨物運送事業労働災害防止計画(2018年度～2022年度)（以下「計画」という。）」を策定した。

この計画は、陸運業で働く人々の安全と健康の確保を図るため、労働災害防止の中期的な目標を定め、目標を達成するための5年間の取組事項を示したもの。

事業者は、労働者をはじめ関係者と一体となり、計画で示された取組事項等について、陸運労災防止規程を遵守し、計画的・継続的に取り組む。

陸災防は、関係行政機関、団体等と密接な連携を図りつつ、本部及び支部（分会）が一体として、労働災害防止対策を推進する。

労働災害等の状況①

死亡災害

- 死亡災害は、増減を繰り返し、平成28年に初めて100人を下回る99人になったが、平成29年には、対前年、38人（38.4%）と大幅に増加した。（図1）
- 12次防期間中の総数で見ると、11次防期間中の総数に比べ、12.7%減少した。（表1）
- 事故の型別で見ると、12次防期間中の総数では、交通労働災害が約半数を占めるほか、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ等災害が多くを占めている。（図2）
- 年齢別で見ると、50歳以上の占める割合は、平成26年の46%から平成28年58%と高くなっている。（図4）

労働災害等の状況②

死傷災害

- 死傷災害は、平成25年から増加傾向にあり、平成29年には、対前年、729人（5.2%）と大幅に増加した。（図1）
- 12次防期間中の総数で見ると、11次防期間中の総数に比べ、4.5%増加した。（表1）
- 事故の型別で見ると、12次防期間中の総数では、墜落・転落、転倒、動作の反動、はさまれ・巻き込まれ等災害が約7割を占めている。（図3）
- 年齢別で見ると、50歳以上の占める割合は、増加傾向にあり、若年者と比べ、「墜落・転落」、「転倒」の割合が高い。（図5、6）

労働災害等の状況③

図1 災防計画の推移（陸上貨物運送事業）

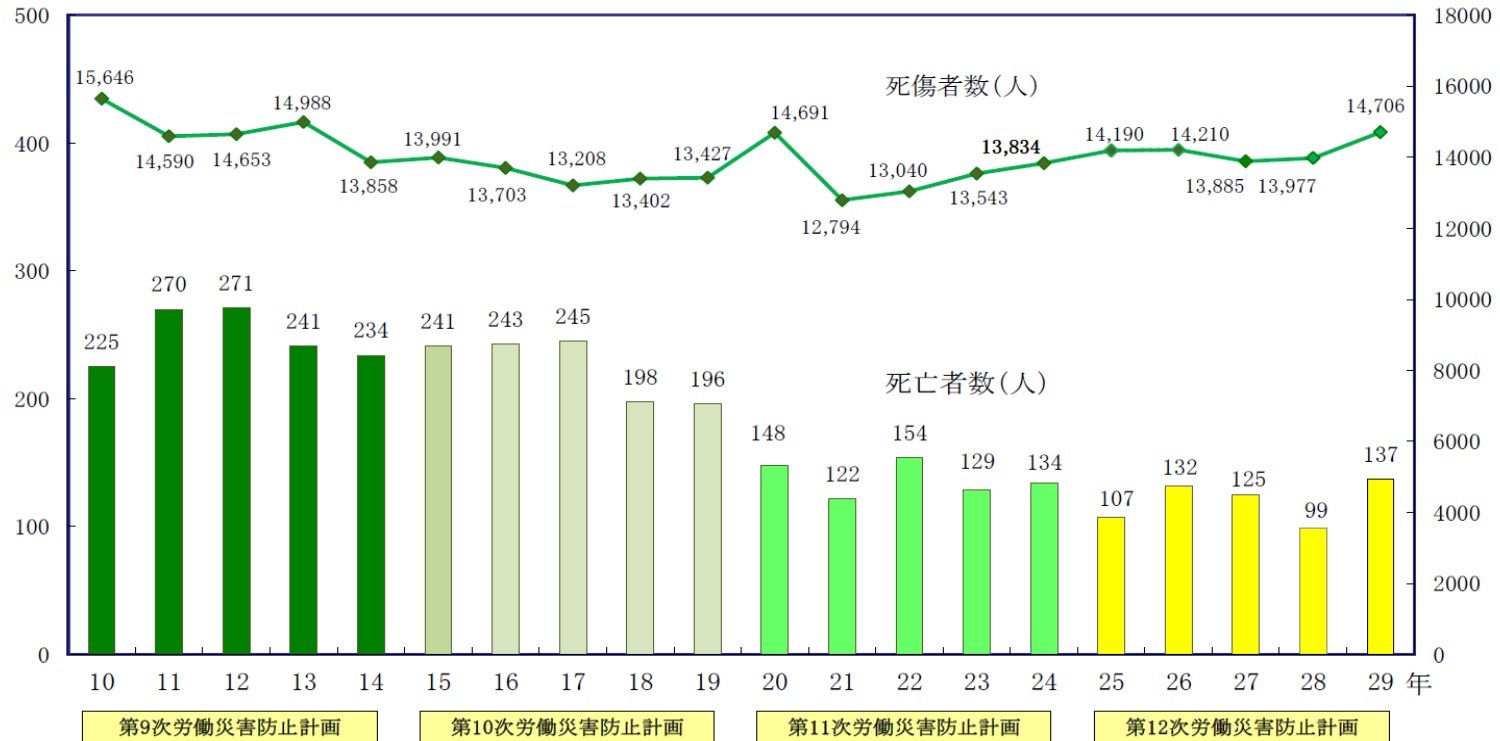


表1 労働災害防止計画期間ごとの死亡災害及び死傷災害の推移（9次防～12次防）

	9次防 (期間年平均)	10次防 (期間年平均)	11次防 (期間年平均)	12次防 (期間年平均)
死亡災害	248	225	137	120
死傷災害	14,747	13,564	13,580	14,193

出典：安全衛生のしおり

労働災害等の状況④

図2 H25～H29事故の型別死亡災害の割合

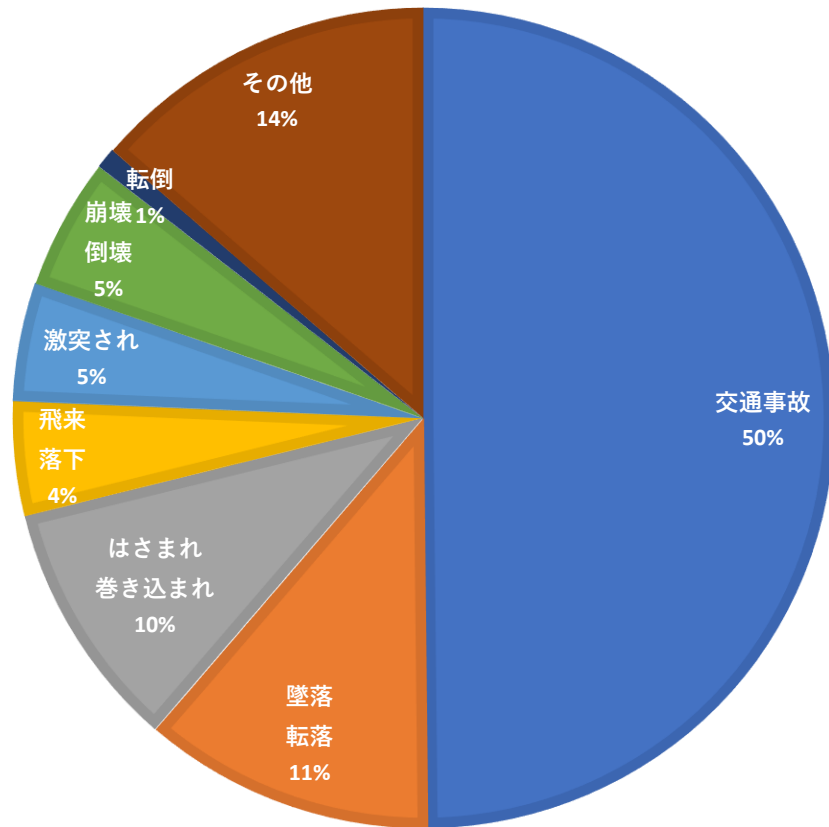


表2 陸運業における事故の型別死亡災害の推移(平成25年～平成29年)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	計
交通事故	62	64	59	57	57	299
墜落・転落	9	18	17	6	19	69
はさまれ・巻き込まれ	9	12	11	8	19	59
飛来・落下	3	6	6	4	8	27
激突され	5	12	4	2	5	28
崩壊・倒壊	3	5	11	5	7	31
転倒	1	1	0	2	1	5
その他	15	14	17	15	21	82
合計	107	132	125	99	137	600

労働災害等の状況⑤

図3 H25～29事故の型別死傷災害の割合

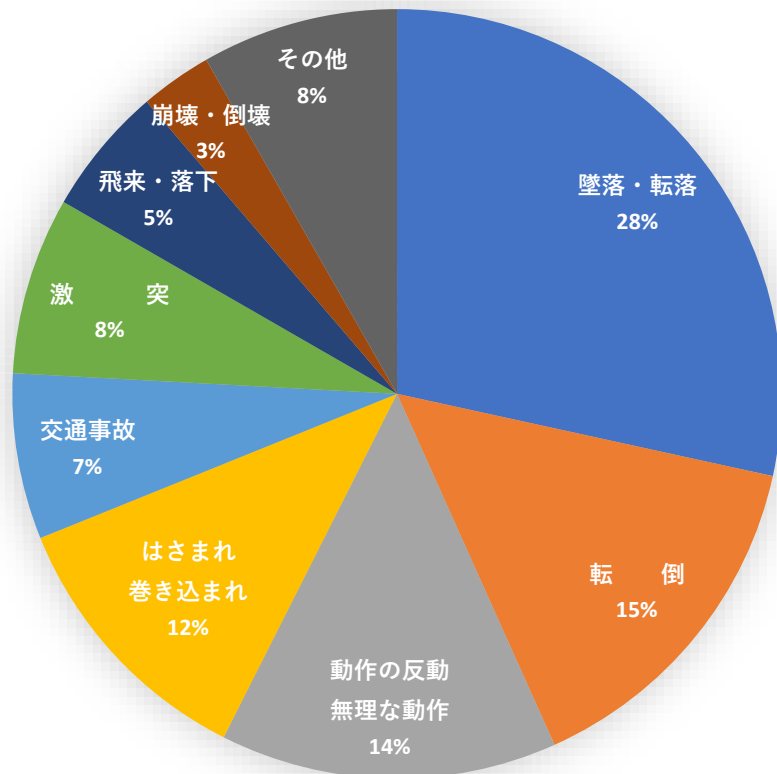


表3 陸運業における事故の型別死傷災害の推移（平成25年～平成29年）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	計
墜落・転落	3,991	4,072	3,970	3,951	4,192	20,176
転倒	2,050	2,158	2,047	2,050	2,240	10,545
動作の反動	1,932	1,893	1,960	2,056	2,203	10,044
はさまれ・巻き込まれ	1,664	1,673	1,586	1,594	1,606	8,123
交通事故	1,069	1,046	973	933	923	4,944
激突	1,046	1,015	1,034	1,066	1,130	5,291
飛来・落下	805	780	731	778	748	3,842
崩壊・倒壊	468	402	441	397	431	2,139
その他	1,165	1,171	1,143	1,152	1,233	5,864
合計	14,190	14,210	13,885	13,977	14,706	70,968

労働災害等の状況⑥

図4 年齢別死亡災害発生状況(推移)

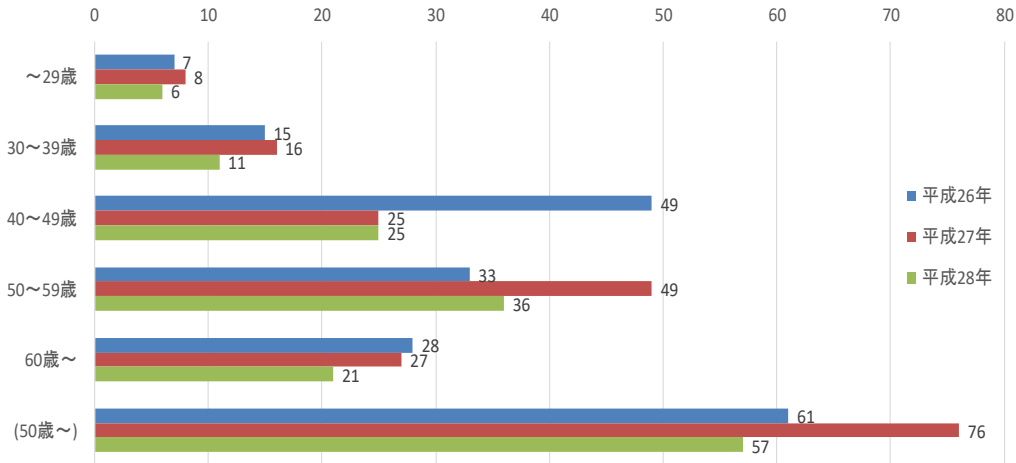


図5 年齢別災害発生状況(推移)

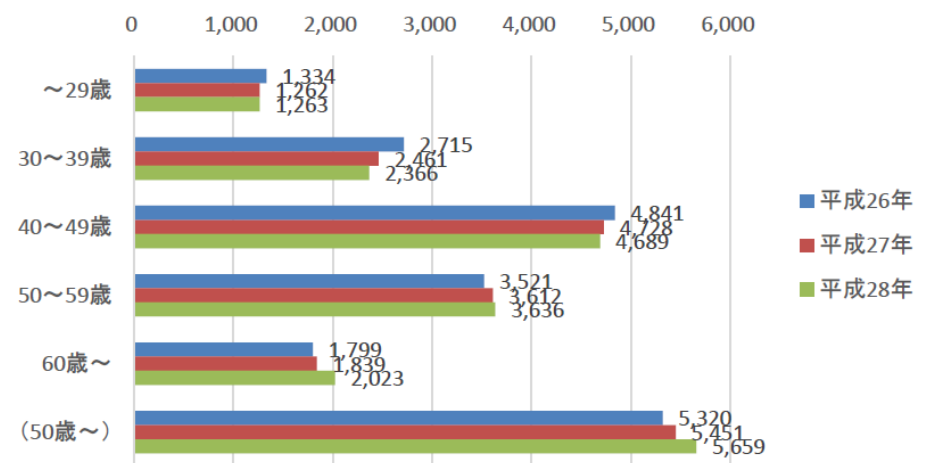
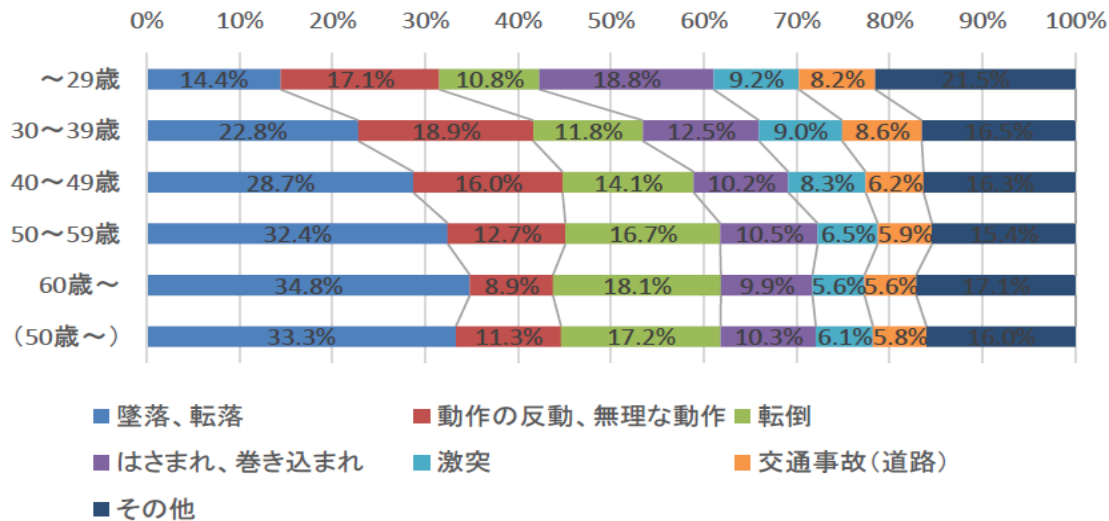


図6 年齢別事故の型別災害発生状況(平成28年)



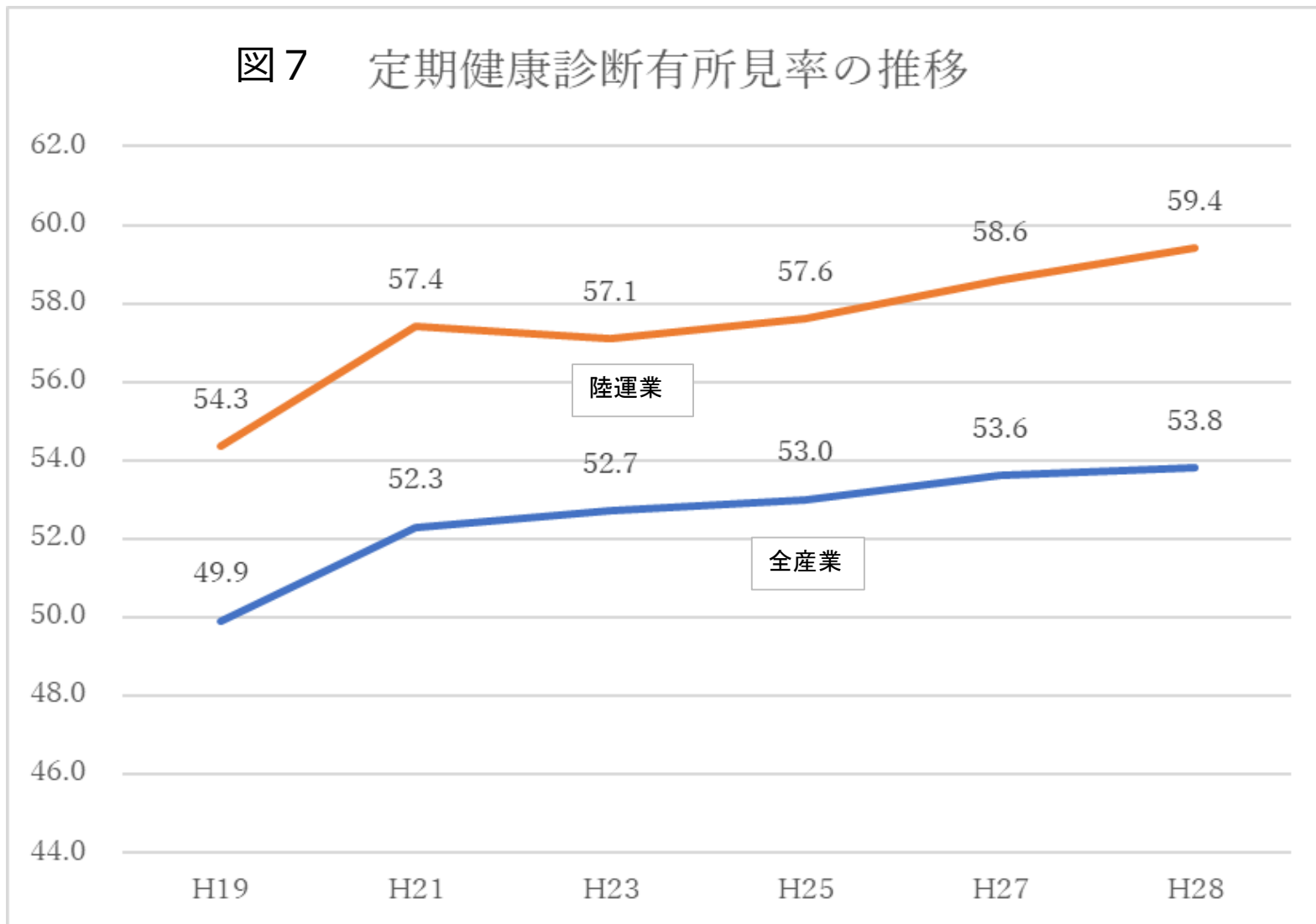
労働災害等の状況⑦

健康確保

- 健診有所見率は、全産業より高く増加傾向、平成28年は全体で約6割の59.4%となっており、特に、血中脂質36.6%、血圧20.1%、肝機能16.7%、血糖検査12.4%が高い。（図7）
- 脳・心臓疾患等過労死等労災請求及び認定件数は、道路貨物運送業が業種別で最多となり、平成28年には、請求件数が145件、認定件数が89件となっている。（図9、表4）
- 精神障害労災請求件数及び認定件数は、請求件数については増加傾向にあり、認定件数は、3年間平均で35件程度となっている。（図10、表5）
- 腰痛発生件数は、横ばいとなっている。（図11）

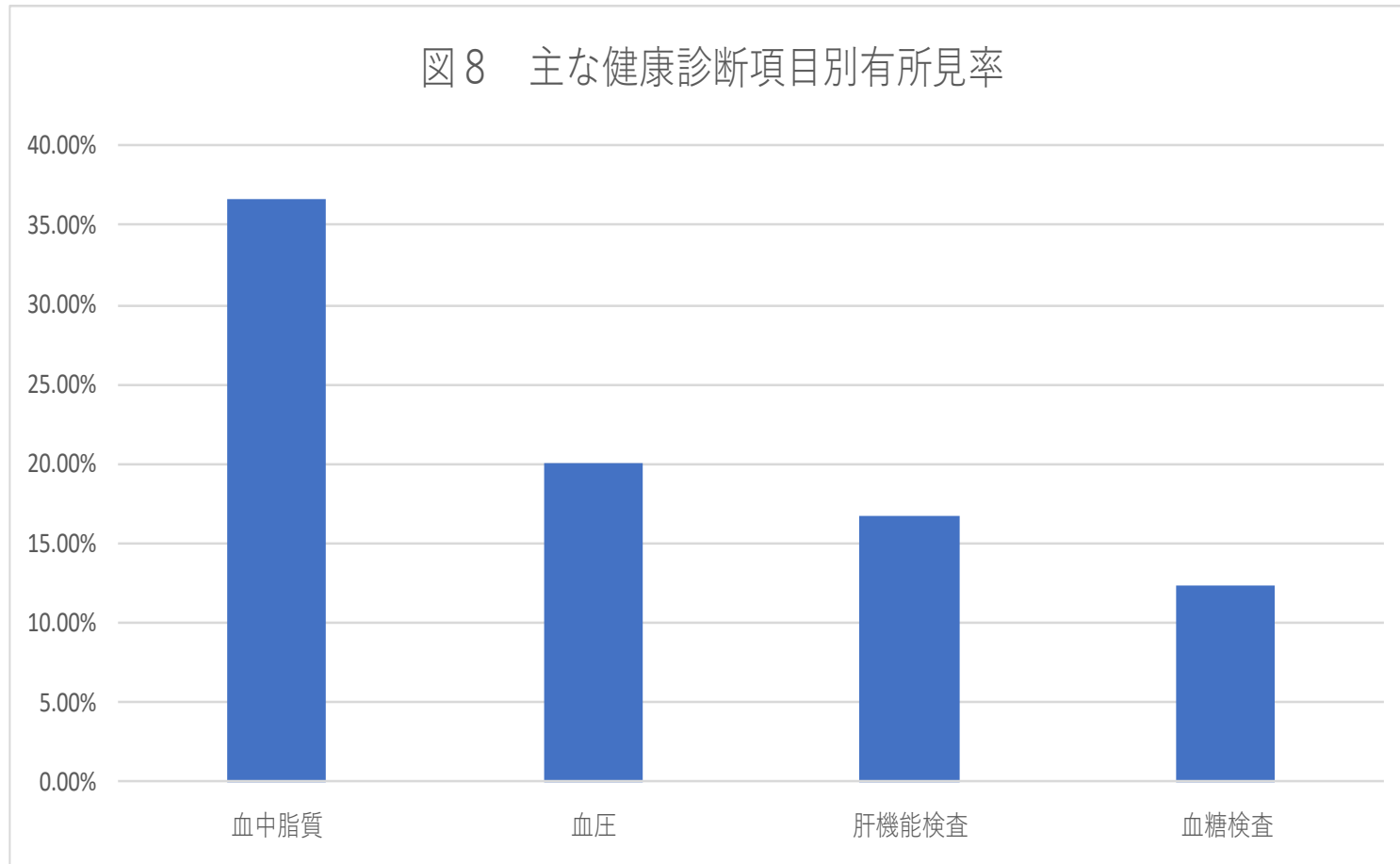
労働災害等の状況⑧

図7 定期健康診断有所見率の推移



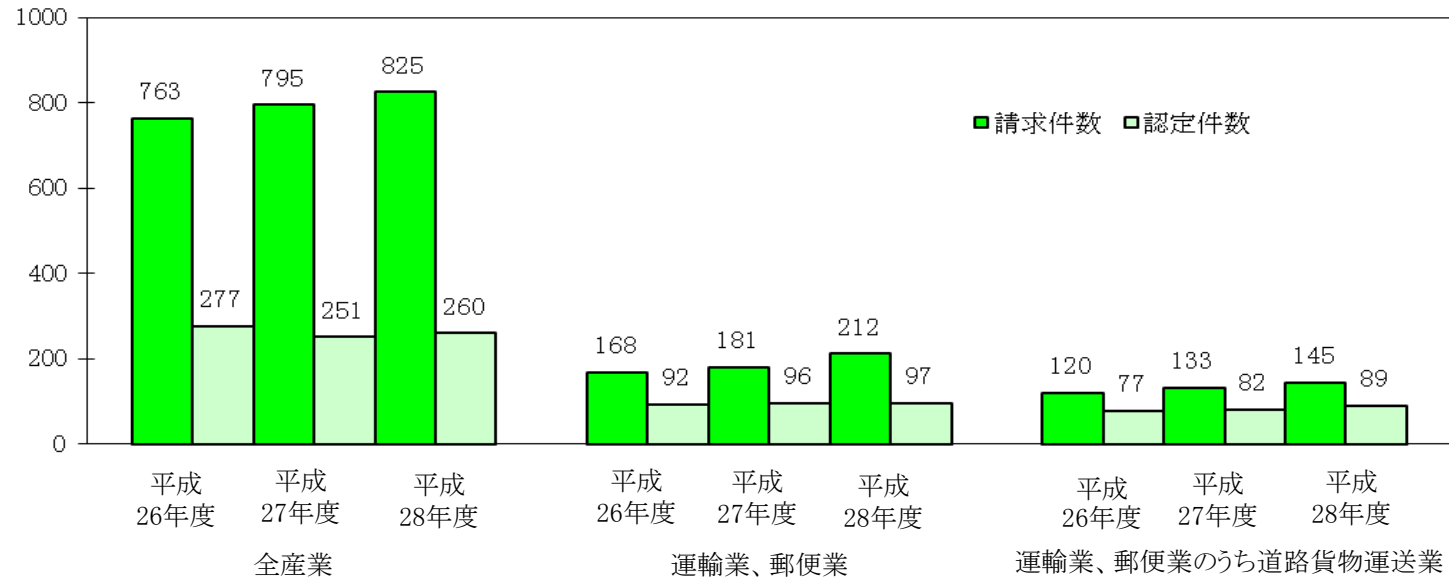
労働災害等の状況⑨

図8 主な健康診断項目別有所見率



労働災害等の状況⑩

脳・心臓疾患認定状況 図9



脳・心臓疾患認定状況 表4

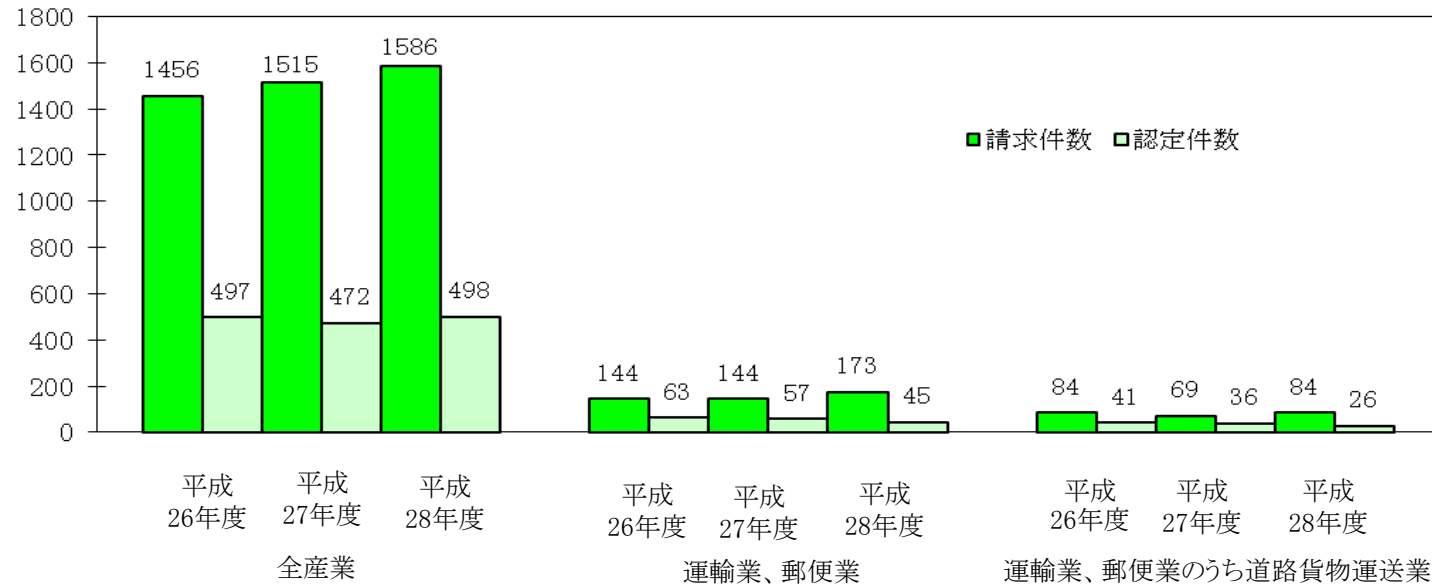
(件)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
全産業	763	277	795	251	825	260
製造業	77	31	109	34	101	41
建設業	97	28	111	28	98	18
卸・小売業	126	35	116	35	106	29
運輸業、郵便業	168	92	181	96	212	97
道路貨物運送業	120	77	133	82	145	89

(注) 厚生労働省職業病認定対策室の資料による。

労働災害等の状況⑪

精神障害認定状況 図10



精神障害認定状況 表5

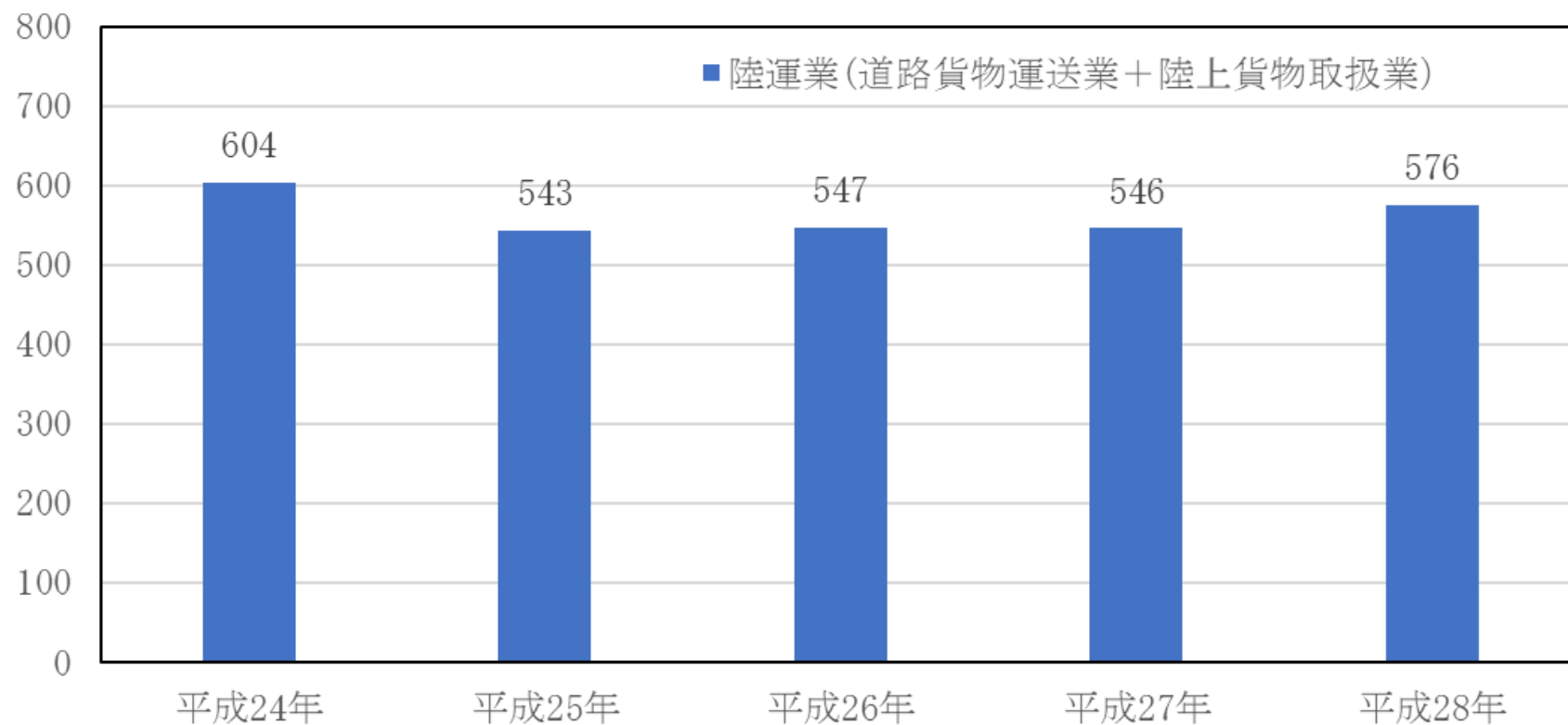
(件)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
全産業	1456	497	1515	472	1586	498
製造業	245	81	262	71	279	91
建設業	74	37	95	36	108	54
卸・小売業	213	71	223	65	220	57
運輸業、郵便業	144	63	144	57	173	45
道路貨物運送業	84	41	69	36	84	26

(注) 厚生労働省職業病認定対策室の資料による。

労働災害等の状況⑫

図11 年別業種別腰痛発生件数の推移（平成24～28年）



前計画の実績と評価

死亡災害

- 目標（平成24年の134人を平成29年に105人以下（20％）に減少）
○平成29年に137人となり、未達成（図1）

死傷災害

- 目標（平成24年の13,834人を平成29年に12,400人以下（15％）に減少）
○平成29年に14,706人となり、未達成（図1）

健康確保

- 目標（過重労働による健康障害を防止、腰痛症を減少）
○いずれも、未達成。（図7～11、表4～5）

計画期間

2018年度から2022年度までの5か年間とする。

計画の目標

* 国の13次防目標に、次の目標を加える

- 前計画期間（平成25年度から平成29年度）中の死亡災害総件数を、本計画期間中（2018年度から2022年度までの5か年）に15%以上減少
- 健診の完全実施及びその結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底

• 13次防の目標

死亡災害：15%以上減少 死傷災害：5%以上減少

死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

腰痛による死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

※2017年と比較した2022年までの目標

重点対策（荷役関係災害の防止）

荷役作業5大災害の防止

陸運業における荷役作業時の死亡災害をみると、次の5つのパターンの災害が多く発生している（以下「5大災害」という。）。これら5大災害を防止するため、次の取組を推進する。

①トラック・荷台等からの墜落・転落による災害の防止

- トラック・荷台等からの墜落・転落災害の67%が、保護帽未着用であることから、作業高によらず、必ず保護帽を着用する。
- 作業手順書を作成する。

②トラック・荷台等での荷崩れによる災害の防止

- トラック・荷台等での荷崩れによる災害では、半数が積おろし時の災害であり、多くが荷物の固縛等が不適切な災害であることから、積付け時に積荷の状態を確認する。
- 作業手順書を作成する。

重点対策（荷役関係災害の防止）

③ フォークリフト使用時における災害の防止

- フォークリフト使用時における災害の多くが、フォークリフトの運転手の不適切な運転操作、周辺作業者が本来禁止されている行動を取ることにによる災害であることから、フォークリフトの運転手・その周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底する。
- 作業手順書を作成する。

④ トラックの無人暴走による災害の防止

- トラックの無人暴走による災害の大半が、駐車ブレーキを使用していない等トラックが動き出す可能性がある状態で降車した災害であることから、降車時には、必ず逸走防止措置（「駐車ブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」）の4点セット）を実施する。
- 停車、降車、待機について、作業手順を定める。

重点対策（荷役関係災害の防止）

⑤ トラック後退時における災害の防止

- トラック後退時における災害の多くが、トラックの後方にいた被災者がトラックの後退に気付かなかったため発生した災害であることから、後退誘導ルールを定めるとともに、トラックの後退は後方の状態確認が可能な場合のみに限定する。
- トラック後退時は、周辺への第三者の立ち入り制限を定め、遵守させる。

荷役作業5大災害防止チェックリストの活用等

- 荷役作業5大災害防止対策チェックリストを活用し、5大災害の防止に努める。
- 荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）との間で、荷役作業に係る「安全作業連絡書」の作成周知を徹底する。

重点対策（荷役関係災害の防止）

高齢者等に対する荷役災害の防止

- 「高齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」（平成28年11月新刊）等を活用し、高齢労働者の交通・荷役災害の防止のための安全衛生教育を推進する。
- 初めて陸運業に従事する労働者に対する荷役労働災害防止対策等の安全衛生教育の徹底を図る。

荷主等に対する5大災害防止チェックリストの活用

- 荷主等に対し、荷主等用の荷役作業5大災害防止対策チェックリストを活用し、5大災害の防止に努めるよう働きかける。

重点対策（交通労働災害の防止）

• 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底

「交通労働災害防止のためのガイドライン(平成20年4月3日基発0403001号)」周知のため、同ガイドライン解説書(平成24年3月発刊図書)を活用した安全衛生教育を推進する。

• 国土交通省、警察庁、関係団体との連携

国土交通省、警察庁、関係団体と連携し、交通労働災害防止対策を推進する。

• 高齢者等に対する交通労働災害の防止

高齢労働者及び初めて陸運業に従事する労働者に対する交通安全教育の徹底を図る。

重点対策（健康確保対策）

定期健康診断の完全実施及び事後措置の徹底

定期健康診断の完全実施及びその結果に基づく事後措置の徹底を図る。

特に、血中脂質、血圧、肝機能、血糖検査の有所見者に対する保健指導等適切な事後措置を徹底する。

過重労働による健康障害防止対策の推進

政府の働き方改革に関する情報収集及びその提供に努める。

全日本トラック協会が推進する「過労死等防止計画」の具体的行動計画に基づいた連携により、長時間労働による過労死等の予防を図る。

メンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックの完全実施とその結果に基づく対象者に対する適切な医師による面接指導の実施等法令に基づくメンタルヘルス対策等の周知を図る。

50人未満事業場についても、ストレスチェックの実施と事後措置を行うよう努める。

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成27年11月30日公示第6号）の周知及び「陸運事業者のためのメンタルヘルス対策」（パンフレット等）を活用したメンタルヘルス対策の推進を図る。

腰痛の予防

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育及び生活指導を含めた総合的腰痛予防対策の効果的な進め方について検討する。

重点対策（フォークリフト荷役技能検定制度）

- フォークリフト荷役技能検定制度の計画的実施

荷役作業に従事するフォークリフト運転者の、安全、正確、迅速な技能を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的とする「フォークリフト荷役技能検定制度」について、1級、2級検定試験（カウンターバランス部門及びリーチ部門）の計画的な実施及び拡充を図る。

- フォークリフト荷役技能検定制度の普及促進

「フォークリフト荷役技能検定制度」について、フォークリフトを使用する陸運業のみならず、製造業、商業等幅広い業種への普及促進を図る。

重点対策（その他の対策）

陸運業における労働安全衛生マネジメントシステム（RIKMS）

労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）の国際化、日本工業規格（JIS規格）の制定、及び労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（告示）の改正に対応した、簡易RIKMSの推進を検討する。

熱中症の予防

WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置を推進する。

疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果措置指針公示第1号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月策定）の周知啓発に努める。

重点対策（関係機関・団体等との連携等）

関係行政機関等との連携

厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、国土交通省、地方運輸局、運輸支局、警察庁、都道府県警察等の関係行政機関との連携に努める。

関係事業者団体等との連携・協力

全日本トラック協会、都道府県トラック協会等の関係団体、労働災害防止関係団体、経営者団体等との一層の連携強化に努める。

調査研究活動の促進

独立行政法人労働者健康安全機構 労働者安全衛生総合研究所との連携及び研究協力を努める。